

## 選告示第78号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成30年12月27日

長野県選挙管理委員会委員長 永井 順 裕

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「飯田荘 飯田市東栄町3114-1  
社会福祉法人萱垣会養護老人ホーム 信濃寮 飯田市鼎一色551」を  
「社会福祉法人萱垣会養護老人ホーム 信濃寮 飯田市鼎一色551」に改める。

選挙管理委員会



## 公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、平成30年12月18日、次のとおり漁業権の免許をしました。

平成30年12月27日

長野県知事 阿部 守 一

## 1 漁業権の免許番号並びに漁業権者の住所及び名称

漁業権の免許番号	漁業権者	
	住所	名称
内区第1号	茅野市北山2782	茅野市池の平土地改良区
内区第2号	諏訪市渋崎1792-374	諏訪湖漁業協同組合

## 2 免許の内容、制限又は条件及び存続期間

平成30年10月1日付け長野県告示第532号（漁業法に基づく内水面における区画漁業権の免許の内容等）のとおり

園芸畜産課

## 公告

上田市柵網土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成30年12月27日

長野県上田地域振興局長 佐藤 則 之

## 理事

就任

氏名 住所  
田村 賢 爾 上田市秋和466番地

退任

氏名 住所  
小林 正 和 上田市秋和658番地 4

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年12月27日

長野県上田建設事務所長 荻野 厚

## 1 許可番号

平成30年6月12日 長野県上田建設事務所指令30上建第78-2号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市築地字八反田464-イ、464-ロ、465-1、465-イ、466-1、467-1、468-ハ、469-2、472-1の内、483-3先

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上田市上田原765-1

株式会社高山 代表取締役社長 滝沢 康之

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年12月27日

長野県長野建設事務所長 新家智裕

1 (1) 許可番号

平成30年12月17日 長野県長野建設事務所指令30長建第119-11号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市墨坂南3-1959-1の内、1962

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市大字高田1717-9

株式会社日創 代表取締役 橋本善光

2 (1) 許可番号

平成30年7月23日 長野県指令30都第29-1号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字日滝字寺窪2912-1、2912-4

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上高井郡高山村大字中山2201番地2

石川 武

都市・まちづくり課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成30年12月27日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
平成31年2月17日(日)	午前10時から午後6時まで	長野会場	長野市大字安茂里1777番地1 安茂里公民館	60名

3 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考査を行います。(所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成30年12月27日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に限る。）又は同法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとするもの

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
平成31年2月6日(水)	午後1時から午後4時まで	上田会場	上田市上田原1640番地上田創造館	40名
2月19日(火)	午後1時から午後4時まで	大町会場	大町市大町1601番地2 大町市文化会館フレンドプラザ大町	60名

## 3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2 時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1 時間

## 4 受講手続

## (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

## (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

## 5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、長野県知事及び長野県公安委員会から、平成30年3月13日付けで包括外部監査人山中崇氏から提出のあった平成29年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成30年12月27日

長野県監査委員 田 口 敏 子  
 同 西 沢 利 雄  
 同 西 沢 昭 子  
 同 西 沢 正 隆

- 1 監査の対象となった事件名  
 高齢者福祉施策について
- 2 措置の内容等

事項	区分	監査の結果等（要旨）	措置等の内容
I. 健康福祉部 各課所管事業に係る諸施策について			
【健康ボランティア活動強化事業】 健康ボランティアのあり方	意見	健康ボランティアは、近年、共働き世帯の増加や女性の社会進出などライフスタイルも多様化する社会的環境を背景に、人員確保が困難な状況が続くと予想されている。 当県の健康長寿要因のひとつに、健康づくりへの普及啓発活動が挙げられているが、重要なことは学びの機会を広げていくことで、「健康ボランティアに依存しない健康づくり」への普及啓発ができる施策を検討していくべきである。	保健福祉事務所・健康増進課の職員による出前講座や、事業所において健康づくりを進める「健康保険委員」の任命、大学生によるSNSを活用した若者への発信など、健康ボランティアだけに依存しない、学びの機会の創出に努めています。
【人生二毛作社会推進事業】 成果目標の設定	意見	当事業の目的は、高齢者による社会参加の推進としているが、成果目標は「ネットワーク会議の開催回数」や「相談対応件数」であり、事業の目的と直接的な関連がないことから、何をもちて目的の達成とするのかが不明瞭である。当事業の目的に鑑みるに、短期的な視点のみでその成果を測ることは難しいと考えられ、短期的な視点と中長期的な視点での評価が必要と考えられる。 事業の運営主体である長野県長寿社会開発センターでは、高齢者による社会参加を推進しようと、他県に例を見ないアイデアをもとに様々な事業展開を企図している。現在の成果目標は、こうした取組実態とはかけ離れた内容となっているように見受けられることから、当該法人とも協議の上、何を成果目標とするのが当事業の目的の達成度合いを測るのに適切か検討していく必要がある。	シニアによる社会参加と地域課題の解決は、多様な分野にわたり、その規模や内容が案件ごとに異なることから統一の指標で評価することは難しいと考えます。 コーディネーターによるシニアの社会参加のための仕組みづくりや、シニアの活動による地域課題の解決、その地域への影響度合いなど、どのような指標が適切か、評価方法も併せて検討を進めているところです。
【人生二毛作社会推進事業】 シニア活動推進コーディネーターの設置状況	意見	コーディネーター設置地域では相談件数の増加が顕著にみられ、高齢者の社会活動参加ニーズ収集に一定の効果が認められるが、設置地域と非設置地域とで明らかに格差が生じており、高齢者による社会参加支援活動に地域間格差が生じている懸念があるため、コーディネーターの増員など格差是正に向けた取り組みが必要である。	30年度当初予算においてコーディネーターを5名増員して11名とし、本部1名、10支部に各1名を配置することにより、地域間格差の解消に努めました。
【保険・医療・介護情報一元化事業】 システム構築の必要性	意見	先進県における取り組みでも、個人情報保護の取り扱い強化によるデータ収集の困難さや、匿名化したデータ収集のための個人の経年経過が分からないことなどの課題が認識されている。 今後の事業推進に当たっては、客観的な分析データ提供による市町村の健康増進施策の推進効果や、県内市町村における業務の合理化といった効果の最大限の発揮と、個人情報の取り扱いに関する制度動向を注視した慎重な対応とのバランスを十分に検討していくことが必要である。	計画したシステムは、個人情報の保護に関して指摘された課題があることから、当初の趣旨に沿った取組を、新たなシステムを構築することなく、保険者の協力により、できる範囲で工夫して行っています。
【福祉人材確保対策事業】 成果目標の継続性と地域別の対応の可視化	意見	当事業は、福祉人材の確保・定着を促進するため、就職希望者を対象とした職業紹介、就職説明会、福祉の職場体験などの実施や従事者に対する研修を実施するものである。福祉人材の確保のために、県が一定の役割を果たしていく必要性は高いが、県が実施する事業評価の仕組みが機能し、財務事務が適切な予算管理のもと、施策目標を実現するよう経済的・効率的・効果的に執行するためには、成果目標の継続性と地域別の対応の可視化が必要である。	成果目標については、制度改正等状況の変化に合わせた立て直しも必要であると考えます。 今後とも福祉人材確保施策の経済的・効率的・効果的執行のための指標として県民にわかりやすい成果目標を設定していきます。 また、地域別の対応については介護保険の保険者ごとの対応方針や実施施策について、可視化が図られるよう、働きかけてまいります。

<p>【福祉人材確保対策事業】</p> <p>長野県福祉人材センター運営事業実績報告書の記載方法</p>	意見	<p>当事業のうち、福祉人材センター運営事業は県社協への委託事業であり、県は事業終了時に県社協から実績報告書を手入しているが、県社協が提出した収支計算書は、各費目の決算額と予算額がすべて同額となっており、当該運営事業の収支実態を正確に表していない可能性がある。</p> <p>県は業務の実態を明確にするために、その実態を踏まえて委託料のあり方の妥当性を明確にする意味からも、また、高齢者福祉に係る財務事務が経済的・効率的・効果的に執行されているかを明確にするためにも、県社協の収支計算書の妥当性を確認し、当該運営事業の収支状況を正確に表していないと判断された場合には、県社協に対して正確な収支を報告するよう要請する必要がある。</p>	<p>29年度事業については、事業費の過不足を明示した実績報告書の提出を県社協に求め、提出を受けました。</p> <p>今後も、各事業の実態把握に努めるとともに、県社協に対して正確な収支を報告するよう要請してまいります。</p>
<p>【介護研修事業】</p> <p>研修へのフォロー</p>	意見	<p>県は、介護研修事業として介護支援専門員研修(以下「専門員研修」という。)と認知症介護実践者等養成研修(以下「養成研修」という。)を行っており、県社協等が指定研修実施機関の立場で、若しくは受託事業として実施している。研修の成果を把握する方法のひとつとして、受講者の傾向(年齢、居住地、勤務団体、勤務年数、施設の種類の等)などを把握・分析して今後の研修に活かす試みも考えられ、養成研修は研修受講者の傾向を分析しているが、専門員研修は分析まで至っていない状況である。</p> <p>県は、高齢者福祉に係る施策が適切な予算のもと、有効な事業として施策目標を実現するよう効率的に執行されているか明確にするために、研修のフォローとして専門員研修については研修受講者の傾向の分析を行い、今後の研修に活かす試みを行うことが望ましい。</p>	<p>受講申込みの際に年齢、居住地については全員把握しデータ化していますが、勤務年数や事業種別については、研修種別により申込時に報告を求めています。このため、すべての研修において同様の分析を行うことは困難とされますが、研修種別毎に適切な分析方法により研修受講者の傾向の分析を行うことを検討します。</p>
<p>【介護研修事業】</p> <p>介護支援専門員等研修の受講料の見直し</p>	意見	<p>当研修は、介護保険法等で都道府県が行うものと規定されており、当県隣接県のうちホームページ等で当該研修の受講料が確認できた各県について、1人当たりの受講料を比較すると、当県の受講料単価は、他県よりも比較的低く設定されている状況である。</p> <p>県社協が実施している介護支援専門員研修(以下「専門員研修」という。)の受講料単価は県条例等で定められており、県社協は、研修のコストを受講料収入で賄う必要があるが、賄いきれず赤字になっても県の補填はなく、県社協がその赤字を負担している。専門員研修の赤字について、受講料単価がどの程度影響を及ぼしているのか、県社協自身のコスト削減努力は十分といえるかなど、不明確な面を明らかにする必要があるが、他県と比較した限りでは受講料単価を見直す余地はあると考える。</p> <p>県は、介護支援専門員等の研修により生じる赤字を県社協が負担している現状の是非を含め、受講料単価のあり方を検討することが望ましい。</p>	<p>他県の受講料も参考とし、研修経費の点検を行い、受講料単価の改定を検討しています。</p>
<p>【介護研修事業】</p> <p>介護支援専門員研修の収支報告</p>	意見	<p>介護支援専門員研修のひとつである介護支援専門員更新研修(実務未経験者)(以下「更新研修」という。)と合同で開催している介護支援専門員再研修(以下「再研修」という。)は収支が均衡しているが、更新研修は赤字となっており実際は再研修でも赤字で更新研修が負担している可能性が考えられる。</p> <p>再研修以外の介護支援専門員研修は、県が県社協を指定研修実施機関として実施しているが、再研修は県からの委託事業となっていることが収支報告に影響を与えている可能性が考えられる。</p> <p>指定研修実施機関としての業務と委託業務とで、収支報告の方法が異なるのは望ましくなく、そのような報告は業務実態を明確にしておらず、県社協だけでなく県も説明責任の履行という観点から課題がある。</p> <p>県は、実態を踏まえて委託料のあり方の妥当性を明確にする点からも、再研修について実際の収支を報告するよう県社協に要請する必要がある。</p>	<p>介護支援専門員再研修については、平成30年度までは県社協への委託により実施していますが、平成31年度から他の研修同様に同法人を指定研修実施機関として実施する方向であり、収支報告についても他の研修と同様の報告方法となります。</p>



<p>【福祉大学運営事業】</p> <p>福祉大学のあり方検討会の報告書の取り扱い</p>	<p>意見</p>	<p>報告書は、時代の要請を踏まえ、福祉大学校が今後取り組まなければならないことを明らかにするとともに、需給動向等により廃止等を検討する上での目安として活用しているとのことである。</p> <p>しかし、当事業の運営費を評価対象とした事業改善シートでは、報告書の存在や取り扱いについては触れられていない。報告書は内部資料としているが、当校の事業の存続やあり方のベースとなっていることや、県が実施する事業評価の仕組みを機能させるために、事業改善シート等において情報を開示しておくことが望ましい。所管課と当校との間で、報告書の取り扱いや位置づけ等に対する認識の違いが生じてしまうことがないように配慮していく必要がある。</p> <p>また、当校に対して、状況の変化を的確に把握しながら適切な時期に当校のあり方について抜本的な見直しを図ることを求めているが、高齢化が急速に進んでいる現状を踏まえると、策定から10年近くが経過している報告書のあり方も検討する余地があると考えられる。</p>	<p>「あり方見直しに係る目安値」の妥当性も含め、県立産業人材育成機関の改革検討の場で検討していきます。</p> <p>また、検討にあたっては、保育及び介護分野の需要動向等を考慮しつつ、保育士と介護福祉士の両資格を所持し、就業後当該施設のマネジメントも担える人材育成カリキュラムの充実も含めた検討を行うことや、所在地である諏訪市の保育計画との関係も考慮する必要があります。</p>
<p>【保険者支援事業】</p> <p>介護給付適正化推進事業に係る介護給付費通知の保険者支援</p>	<p>意見</p>	<p>「介護給付費通知」の率は、平成29年度は40.0%を目標に掲げているが、全国平均71.1%と比較すると大きく下回っている状況にある。当該通知は各保険者が実施し必要性は認識しているものの、人員体制や予算の制約によりなかなか実施できていないところであり、県としては保険者向けの研修会や国保連が行う研修会の機会を捉えて実施を促しているが、保険者の理由により実施率が伸びない状況にあるとのことである。</p> <p>当該通知は、利用者本人(又は家族)に対してサービスの請求状況及び費用等について通知するもので、利用者に対する適切なサービスを確保し、架空・過剰請求等の情報をもとに県が適切に介護事業者の指導を実施することを目的として全国的に取り組まれている事業のひとつであり、県として具体的施策を検討することが望ましい。</p>	<p>平成30年8月から9月に実施した保険者ヒアリングの機会を捉えて、実施を促しました。今後も機会を捉えて働きかけを行ってまいります。</p>
<p>【生活支援・介護予防推進サポート事業】</p> <p>地域リハビリテーション支援体制構築の必要性</p>	<p>意見</p>	<p>県は、リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)を対象に、介護予防事業や地域包括ケアの推進、地域リハビリテーションの推進を図る人材育成及び介護予防の推進に資する指導者を育成するために研修会を支援しているものの、実際の現場で介護予防を実践する機会が少ないことから、研修会で得た知識を実践する場をより多く設定することが求められる。</p> <p>県は、介護予防の知識を実践する場としての地域リハビリテーションの支援体制を構築することが望まれる。</p>	<p>平成30年9月現在、地域リハビリテーション活動支援事業を実施している市町村は31市町村となっており、徐々にですが、実施市町村数も増加しつつある状況です。</p> <p>平成29年10月に理学療法士会のご理解のもと、市町村に圏域別研修受講者数等、派遣に係る相談窓口についての情報提供を行いました。</p> <p>また、平成30年4月に長野県医師会に対して、医療機関からのリハビリ専門職の派遣について協力依頼を行いました。</p> <p>引き続き、関係機関と連携を図りながら、体制構築に努めてまいります。</p>
<p>【生活支援・介護予防推進サポート事業】</p> <p>生活支援コーディネーターへの情報提供</p>	<p>意見</p>	<p>生活支援コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)の設置は、市町村が中心になって推進するものであるが、都道府県には国が作成したコーディネーター養成カリキュラム、テキストを活用して市町村で配置を予定している人材の研修を実施し、県内のコーディネーターのネットワーク化を進めて、適宜市町村と調整することが求められている。</p> <p>一方、市町村には平成30年度中にコーディネーターの配置等を行う生活支援体制整備事業を実施することが求められているが、県が実施した調査によると、第1層(市町村区域)のコーディネーターは多くの市町村で配置されているものの、第2層[日常生活圏域(中学校区等)]では配置されていない市町村があった。</p> <p>県には、地域事情等に配慮しつつ配置状況の偏在解消を働きかけていくことなどが求められる。</p>	<p>平成30年9月1日現在、生活支援コーディネーターの配置状況は第1層53保険者、第2層15保険者と徐々に増えてきており、平成30年度中に第2層に配置が必要な全市町村で配置される見込みとなっています。</p> <p>引き続き、市町村向けの研修会の実施等により生活支援体制の構築に努めてまいります。</p>

<p>【軽費老人ホーム事務費補助金】</p> <p>施設における会計ルール整備及び交付要綱の準拠</p>	意見	<p>施設を運営する法人ごとに、採用している会計処理基準の違いや複合型施設においてサービス区分ごとに経費を計上する際の共通経費の按分方法の違いなどにより、定員当たりの事務費に大きなバラツキが見られる。県は、共通経費の按分方法を明記させた上で申請書類の確認、指導監査時における経理状況の確認、補助対象経費とすべき内容の再検討、確定決算書を提出させての再確認等、補助金支給事務の適正化に努める必要がある。</p> <p>昨今、介護職員の労働力不足等に伴い経営環境に大きな変化が生じている状況であり、事務費基準額が現状に照らして相当であるか再検討する必要がある。</p>	<p>平成30年3月12日付で「軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱」で定める様式を改正し、補助対象経費とすべき事務費の科目及び按分方法を明確にしました。また3年に1回、現地調査を行い、事務費補助金が適正に執行されているか確認するとともに、法人の決算終了後に確定決算書により、再確認を行っています。</p> <p>事務費補助金については、平成30年度予算から職員給与の昇給等に充てる民間施設給与等改善費の加算率を1%～2%引き上げました。</p>
<p>【事業者適正化支援事業】</p> <p>全事業所に対する自己点検の実施</p>	意見	<p>現在の実地指導は、事業者が事前に提出した自己点検表等に基づいて面談方式で実施され、複数の課題が明らかにされていることから、事業者が自己点検表によるセルフチェックを実施する意義は大きいと考えられる。</p> <p>現在は、実地指導実施時のみ事業者に自己点検表の提出を求めているが、自己点検表によるセルフチェックを毎年実施することで、遵守すべき点や不足している点を事業者自らが認識し、対策を進めていく自己啓発効果も期待できることから、実地指導対象でない事業者を含め全ての事業者に対して、毎年、自己点検表を用いたセルフチェックの実施を求めていくことを検討すべきである。</p>	<p>事業者を対象とした集団指導において、自己点検表の活用によるセルフチェックの実施を勧奨してまいります。</p>
<p>【事業者適正化支援事業】</p> <p>深度ある実地指導結果の分析</p>	意見	<p>社会福祉施設等に対する文書指摘事項をみると、全体としての指摘事項件数には減少傾向がみられるものの、「報酬・各種加算の算定誤り、不備」は平成28年度で大きく増加しており、「通所介護計画の作成等の不備」とともに、高い水準であることが分かる。</p> <p>実地指導結果の総括については単年度の結果を取りまとめるのみではなく、前年度との比較や過年度からの趨勢を比較分析する目線等を積極的に取り入れ、より深度をもった分析を実施していくことで、有効な改善策を模索していくことが可能と考えられる。</p>	<p>過年度からの複数年度の実地指導の状況をまとめ、誤りやすい事項等を明らかにし、これらについて、事業所を対象とした集団指導において周知し、適正な運営に努めるよう指導してまいります。</p>
<p>【介護サービス情報公表事業】</p> <p>介護サービス情報未公表法人の管理体制の強化</p>	指摘	<p>介護サービス情報を公表していない事業所リストが県に報告されていない状況であるが、介護サービス情報の報告・公表は介護サービス事業者の義務であり、未報告事業所は介護保険法違反の状況にある。県は、未報告事業者に対して提出命令権を有しており、従わない事業者は指定若しくは認可の取り消し・停止権を有している。これらの権利は、県が未報告事業者に対して必要に応じて適切に指導監督することを期待するものである。</p> <p>同法違反の状態にある事業所リストを入手できていない現状では、県として、未報告事業者に対する適切な指導管理ができる状況ではないことは明らかであり、同法上期待されている責務を果たすことも困難な状況にあると思慮される。</p> <p>未報告事業者に対する指導・管理については、委託者である長野県社会福祉協議会による通知及び電話による督促に頼るのみならず、被報告主体である県として、少なくとも当該協議会から未報告事業所一覧を入手の上、その状況を把握し指導監督の必要性を検討しなくてはならない。</p>	<p>平成30年度においては、委託先から早期に未報告事業所の報告を求め、これらの事業所に対し、県としても督促の実施などにより適切に関与してまいります。</p>
<p>【老人福祉施設等整備事業】</p> <p>追加工事の契約確認の必要性</p>	意見	<p>県は、本体工事については補助対象の工事として、契約に当たっては一般競争入札によることとし、入札前において事前審査(実施設計審査)を受審するなど厳しい条件を付している一方で、軽微な変更による追加工事については、補助対象外の工事として契約方法を事前に確かめることなく、事後報告(実績報告)で足りるとしている。</p> <p>本体工事(補助対象の工事)と密接に関わる追加工事(厨房設備工事等)については、当初の本体工事と追加工事の衡平を図るため、契約締結に前後して手続き等を確認すべきである。</p>	<p>本体工事と密接に関わる追加工事がある場合には、契約締結にあたり、社会福祉法関係通知及び法人経理規程等に定める手続きに従って適正に行われているか確認してまいります。</p>

<p>【老人福祉施設等整備事業】</p> <p>特別養護老人ホームへの要介護1・2入所者の適正な運用</p>	<p>意見</p> <p>特別養護老人ホームの入所者は原則として要介護3以上であり、要介護1又は要介護2でも居室において日常生活を営むことが困難な場合、やむを得ない事由があると認められるものについては特例入所が認められている。特別養護老人ホームは、やむを得ない事由を明らかにしなければならないとされ、市町村等は当該老人ホームを指導することとされている。</p> <p>特例入所の運用は当該老人ホームが行い、市町村等は適切な関与が求められていることから、県はこれまで指導監査等の対象にしていなかったが、特例入所の運用にあたっては透明性及び公平性を担保すべきことから、市町村及び当該老人ホームにおいては、ガイドラインを踏まえた適正な運用がなされているか実態を把握し、問題点が認められれば必要な対処を行うことが必要である。</p>	<p>事業所に対する実地指導時において、特例入所の状況について確認を行ってまいります。</p>
<p>II. 産業労働部 各課所管事業に係る諸施策</p>		
<p>【シルバー人材センター支援事業費】</p> <p>補助金の増額</p>	<p>意見</p> <p>シルバー人材就業時の事故原因は、安全装備未装着や不注意・確認不足といった人為的なミスが約9割を占めており、対策を講じて確実に実行することで事故件数を減らすことは可能である。</p> <p>対策のひとつとして、安全・適正就業にかかる指導支援を行うパトロール指導員を適切に配置することが考えられ、安全・適正就業推進事業こそが長野県シルバー人材センター連合会の主たる事業のひとつである。</p> <p>しかし、同連合会では補助金の範囲内で事業を行わざるを得ないことから、本来最低限必要とされる事業(パトロール指導員の配置)に十分な予算が配分できていない。パトロール指導員は、安全・適正就業にかかる指導支援を行う要員であるが、前記制約から1名(非常勤職員で実働は0.45名相当)で全県センターをカバーする体制となっており、全センターのパトロール指導に2年を要している。</p> <p>県は、必要な予算を確保し当該事業を適切に実施して、危険ゼロを目指す取り組みを実行していくことを検討すべきである。</p>	<p>安全・適正就業に係る指導支援及び県内全センターのパトロール指導強化のため、平成30年度から、パトロール指導員の所要日数を月2日増とし、事業運営に必要な予算措置を行いました。</p>
<p>III. 警察本部 各課所管事業に係る諸施策</p>		
<p>【交通安全教育推進事業】</p> <p>交通安全教育の提供</p>	<p>意見</p> <p>近年、県内の交通事故件数は減少傾向にあるものの、高齢者の事故件数や事故率が増加傾向にあり、高齢者死者数の割合も高止まりしている。</p> <p>主に高齢者向けの交通安全教育は、大幅に予算が縮減され活動が制限されてしまっている状況にあり、平成29年度は改善を図るべく一定の予算を確保し行政嘱託員を採用した結果、安全教育の実施回数は増加に転じているが、1回あたりの人数に制限があり人数の大幅な増加は期待できない状況にある。</p> <p>体験に基づく安全運転教育は身体機能や判断能力を再認識し、運転のあり方について考える機会のひとつになることから、事故を未然に防ぐ上でも交通安全教育の機会を幅広く提供する必要がある。</p>	<p>平成29年度から行政嘱託員3人を採用し、交通安全教育車「チャレンジ号」を通年の運用とし、参加・体験・実践型の交通安全教育の充実に努めている。</p> <p>また、本年は、交通事故防止対策の重点の一つを交通安全教育等の推進と定め、新たに交通安全教育機材を全警察署に整備するなど、交通安全教育の充実に努めるとともに、高齢運転者を始め、歩行者、自転車利用者等に対する交通安全教育を推進している。</p>
<p>【交通安全教育推進事業】</p> <p>成果目標の設定</p>	<p>意見</p> <p>当事業の成果目標は「シルバー技能アップ講習の受講率」としているが、当該講習は、事故を起こした高齢者のうち特に受講の必要があると認められた者に対して実施する講習である。被験者数は増加しているものの400名程度に限られており、高齢者による交通事故を未然に防止するといった当事業の目指す姿を考慮した場合に、限定的な目標にしかない。</p> <p>事故を起こしていないが、本来受講が必要とされる高齢者に対して、いかに安全教育の機会を提供するかといった観点での目標設定を検討する必要がある。</p>	<p>平成29年度から成果目標を「交通事故死傷者数」に変更した。</p>



IV. 福祉大学校所管に係る諸施策			
卒業生の一定期間経過後の状況把握	意見	<p>当校は、毎年度の卒業生について卒業時の進路は把握しているが、卒業後一定期間経過後の状況は十分に把握しておらず、その対応を検討することが望ましい。</p> <p>当校の目的は、地域福祉をリードする専門的な福祉人材としての保育士及び介護福祉士の養成であり、卒業生が継続的に保育業務や介護業務に従事し、福祉サービス提供の一助となっていることを示すことも成果のひとつとして重要と考える。介護職は比較的短期間で離職する場合もあると言われており、卒業後、ある程度時間が経過すると環境も変化している可能性がある。</p> <p>卒業生が、社会でどのように活躍しているか将来の入学志望者を含む県民にアピールするとともに、施策及び財務事務が適切な予算管理のもと施策目標を実現するよう、卒業生の近況把握に努めることが望ましい。</p>	<p>卒業後一定期間経過後の状況については、卒業後5年経過時に保育・介護福祉学科両学科において、毎年追跡調査をする予定です。</p> <p>平成30年度は19期生(平成25年度卒業生)を対象に平成31年1月末を目途に集約する予定です。</p> <p>また、1月末に集約した結果を、2月にホームページで公表する予定です。</p> <p>なお、平成31年度以降のスケジュールについては、毎年7月に調査を実施、8月に集約し、10月にホームページで公表する予定です。</p>
学校教育法に定める学校評価の未実施	指摘意見	<p>当校は、学校教育法に基づき設置された専修学校に該当し、専修学校の学校評価に関しては、自己評価の実施及びその結果の公表が義務付けられており、学校関係者評価の実施及びその公表が努力目標とされているが、当校においては学校評価が行われていない。また、自己評価についてはその結果のとりまとめに当たり評価結果及びその分析に加え、それらを踏まえた今後の改善方策について併せて検討し、ホームページに掲載するなどの方法により公表することが必要とされている。学校関係者評価は保護者、学校の運営や学生の育成に係わりのある者など学校と直接関係のある者、大学教員等の当該学校と直接の関係を有しない有識者などを評価者とする委員会等を組織して評価を行い、自己評価と同様に今後の改善方策についても併せて検討し、公表することが適当とされている。</p> <p>なお、当校においては評価に関しては種々の取り組みを実施しており、そのような取り組みを活用するなどして、学校教育法に定める学校評価を実施する必要がある。</p> <p>【指摘】 「自己評価」について、今後、福祉大学校の実情を考慮した適切な評価項目を設定して評価を実施し、ホームページ等で公表していくことが必要である。</p> <p>【意見】 「学校関係者評価」に関しては努力義務とされているが、毎年のPDCAサイクルの中に、内部者以外の視点を組み込むことは有用であり、前向きに対応すべきと考える。</p>	<p>学校評価のうち、実施及び結果の公表が義務付けられている「自己評価」については、平成30年度の目標及び評価項目を決定し、10月にホームページで公表しました。</p> <p>評価結果のとりまとめは年度末に実施し、その結果はホームページでの公表を予定しています。</p> <p>実施及び結果の公表が努力義務とされている「学校関係者評価」については、評価委員の選任など順次実施できるよう検討しています。</p>
V. 社会福祉法人 長野県社会福祉協議会所管に係る諸施策			
地域福祉コーディネーターの位置づけ	意見	<p>地域福祉コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)は、地域住民の生活における課題や福祉における問題に自ら関わり、解決するための過程を支援する専門職であり、地域住民からの相談を受けたり地域を巡回することにより地域が抱えている課題を把握し、解決できるよう住民の支援を行う多岐に渡る役割を担っている。</p> <p>コーディネーターを設置していない市町村も相当数存在しているのが実態で、行政と社協との間で認識に相違がみられ、日常生活の問題が深刻化・複雑化する中で、その必要性や専門性の発揮がより一層求められていることから、資格要件等を適切に定めてコーディネーターの位置づけを明確にした上で、県とも協議を進めながら推進を図る必要がある。</p>	<p>これまで地域支援に携わってきた者の取り組みが、コーディネーターとして成果をあげている状況があり、地域を熟知した経験が資格以上に重要であると考えられます。</p> <p>実際の資格要件や役割は自治体や団体によって異なる部分があり、一定の整理を進める上で、県地域福祉支援計画(平成30年度策定)への位置付けと併せて、総合的な研修実施について県と予算協議を行っております。</p>
事業報告書と収入支出決算書のつながり	意見	<p>県社協は、会計区分を社会福祉事業と公益事業に区分し収入支出決算書を作成しており、事業報告書には県社協が実施した事業が報告されているが、報告されている事業が収入支出決算書のどの事業に該当するかが不明確で、事業報告書と収入支出決算書の結びつけが難しいものとなっている。</p> <p>県社協は、高齢者福祉に係る財務事務が経済的・効率的・効果的に執行されているかを明確にするためにも、事業報告書の見出しに収入支出決算書の事業区分を付記するなどして、それぞれの結びつけを明確にする必要がある。</p>	<p>平成29年度事業報告書において、目次に各項目の収入支出決算書の事業区分を記載するとともに、各部事業報告の各実施事業ごとにサービス区分を記載し、事業と支出の結びつけを明確にしました。</p>

<p>福祉人材の育成・研修事業に対する評価</p>	<p>意見</p>	<p>福祉人材の育成・研修事業に関する事業報告書の記載内容を見る限り、研修内容に対する定性的な評価は行われているが、定員に対して延べ受講者数がどの程度だったかなど、研修に対する定量的な評価は行われていない。                  昨今、有効求人倍率が全国的に高く当県も同様の状況で、介護業界を志向する新卒者が減少傾向にあり、介護人材を確保するためには、現在の介護従事者の定着率を高めることが重要となっており、福祉人材の育成・研修事業の研修カリキュラムも流れに沿ったものに変えていく必要がある。県社協も対応を図ってきていることは把握できるが、実際に効果的であったのかどうかは事業報告書では十分に説明しきれていないため、事業の成果を明確にしておくことが望ましく、受講者数の状況はその判断目安のひとつになり得るものと考えます。                  県社協においては、福祉人材の育成・研修事業に関して、受講者数の状況に対する評価を事業報告書において明確にしておくことが望ましい。</p>	<p>平成29年度事業報告書において、受講者数の状況に対する定量的な評価として、定員、受講者数及び定員比(定員に対する受講者数)を記載しました。                  今後も福祉・介護従事者の資質向上・定着率を高めるため、本事業の成果の評価について検討してまいります。</p>
<p>福祉人材の育成・研修事業の実施会場</p>	<p>意見</p>	<p>当県は、長野市の人口が最も多く松本市がそれに次いでおり、長野市と松本市での実施回数が多くなるのは止むを得ない面もあるが、県土面積の大きさを踏まえると、研修会場をある程度分散させておくことが研修受講者の利便性に適うとも考えられる。                  このことは県社協も留意しており、平成29年度の福祉人材の育成・研修事業の実施会場は、前年度よりも多くの地域で実施されている。東信・南信地域で研修を実施した場合、ある程度受講者数の減も予想されるが、県社協では、今後も高齢者福祉に係る施策が効率的・効果的に実施されるために、研修会場を各地域に分散させていく努力を継続していくことが望まれる。</p>	<p>平成29年度に引き続き、平成30年度も研修会場を各地域に分散させていくよう努め、東信・南信地域での開催回数を増加させました。                  今後も引き続き県内各地域での開催に努めてまいります。</p>
<p>生活福祉資金貸付事業に係る1～3か月連続滞納者の取組状況の報告の徹底</p>	<p>意見</p>	<p>当事業における滞納管理に関しては、償還指導マニュアルが整備されており、滞納期間の長短に応じて市町村社協と県社協のそれぞれの役割及び対応手続(債務者の生活指導及び債権管理手続)が定められている。                  滞納期間が3か月以内の段階では、滞納管理は市町村社協が主体となり滞納理由を把握し電話や訪問による督促を行い、必要に応じて県社協に世帯の状況(滞納理由)を報告することとされているが、県社協は市町村社協に対し、生活指導及び債権管理の取組状況の報告を特段求めていないことである。                  債務者の生活指導及び債権管理は初動が重要であることから、1～3か月連続滞納者の取組状況の報告を求めて滞納初期の段階から債務者の状況を把握し、状況によって必要な初期対応をとっていくことが望ましい。</p>	<p>償還指導マニュアルのとおり、必要に応じて世帯の状況、償還督促の結果等について市町村社協からの報告を求めています。                  今後も、市町村社協からの報告等を徹底し、滞納初期段階から債務者の状況を把握するとともに、状況によって必要な対応をとっていきよう努めてまいります。</p>
<p>VI. 公益財団法人 長野県長寿社会開発センター所管に係る諸施策</p>			
<p>自主財源の確保</p>	<p>意見</p>	<p>高齢者による社会参加を推進することで、より生きがいのある暮らしを支えることは非常に意義のあることと考えられ、当センターでは「シニア大学専門コース」や「シニア活動推進コーディネーター」の設置など、他県に例を見ないアイデアをもとに更なる事業展開が企図されている。しかし、更なる事業展開のためには財源の確保が必要不可欠となり、法人運営資金の7割程度は県からの運営補助金で賄われているが、近年、賛助会費の減少やシニア大学生の減少により、従来確保していた自主財源が減少傾向にある。                  今後の法人運営の安定化のためにも、協賛や広告募集、活動サポーター研修会などの場を利用した事業化に向けた検討など、更なる自主財源確保に向けた取り組みを推進する必要がある。</p>	<p>地区賛助会連絡協議会などで自主財源の確保に向けた検討を行い、賛助会費の確保に努めたことにより、昨年よりも賛助会の法人会員数については、増加した。                  また、当センターで発行している情報誌「信州りらく」の広告紙面を平成30年春号から拡大し、自主財源確保に向けた改善を図った。</p>
<p>シニア大学の充足率</p>	<p>意見</p>	<p>シニア大学の定員充足率は全県で80%台となっており、平成28年度は、入学者数の減少を背景に定員の引き下げを行っている。また、支部・学部によりバラツキがあり地域間格差がみられる傾向の中で、シニア大学卒業生による働きかけや入学者の追加募集等により、入学者確保に努めている状況にある。                  現状、入学資格として「おおむね60歳以上」といった年齢制限が課されているが、地域課題の解決というシニア大学の理念を念頭に置けば、必ずしも当該制限を課す必要はないように見受けられる。また、希望者には卒業直後の再入学を認めている事例もあるとのことで、再入学の要件として「シニア大学を卒業してから2年以上経過」といった画一的な制限を設けることにも議論の余地があると思われることから、門戸を広くして、より学習の機会を創出する観点から入学資格の見直しを検討する必要がある。</p>	<p>シニア大学は卒業後に地域社会の一員として活動する人材育成を目指しているため「2年以上経過」の一定期間の制限を設けているが、今年度からシニア大学一般コースの入学資格を専門コースの入学資格に合わせて「概ね50歳以上」に見直したところであることから、今後の入学者希望者の動向を注視しながら柔軟に対応してまいりたい。</p>

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成30年12月27日

長野県環境保全研究所長 波 羅 雅 文

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
高速液体クロマトグラフ・質量分析計 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
  - (1) 名 称 長野県環境保全研究所 企画総務部 総務課
  - (2) 所在地 長野市安茂里米村1978
- 3 落札者を決定した日  
平成30年11月27日
- 4 落札者の名称及び所在地
  - (1) 名 称 富士通リース株式会社長野支店
  - (2) 所在地 長野市大字鶴賀緑町1415
- 5 落札金額  
1月当たりの賃借額 309,744円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
平成30年10月15日

食品・生活衛生課